

プロセス関係に係るガイドラインに盛り込むべき事項等（検討中）

プロセス(公共施設等の管理者等)	ガイドラインに盛り込むべき事項等（検討中）
<p>事業の発案</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PFI 事業として実施することの検討、 ● PFI 事業としての適合性が高く、かつ、国民のニーズに照らし、早期に着手すべきものと判断される事業から、実施方針を策定する等の手続きに着手 	<p>実施しようとする事業が、PFI 事業としての要件（公共性、ニーズ、優先度等）が満たされていることが要件であること。（＝本来公共が行う事業 PFI 法第 7 条 2）（PFI 法及び基本方針と重複）</p> <p>施設の調達ではなく、民間事業者からサービスを調達するという認識が必要。</p> <p>PFI 事業によって調達しようとする公共サービス及び PFI 事業の範囲を明確にすることが重要。</p> <p>補助金の交付や事業化の手続等がある事業の場合には、スケジュールの設定に配慮が必要。</p> <p>民間収益施設を併設する PFI 事業の場合には、公共サービス提供部分と民間施設収益部分に関する事業リスクを明確に分離する必要があることに留意。</p> <p>金融、法務、技術等の専門知識やノウハウを必要とすることから、コンサルタント/アドバイザーを活用することも有効。</p> <p>コンサルタント/アドバイザー - と関係を有する企業が事業者等として当該事業に参画する場合には、利益相反の観点に留意。</p>
<p>民間事業者からの発案</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民間事業者の発案に係る受付、評価等を行う体制の整備等 ● 民間事業者からの発案の積極的な取り上げ 	<p>民間発意の事業に関しては、公共性、ニーズ、優先順位等を評価し、これを実施に移すことが適当であると認めるときは、実施方針の策定等について、公共施設等の管理者等が発案した PFI 事業の場合と同じ手続きを行うこととする。</p> <p>特殊な技術、ノウハウ等を活用する提案等、当該提案者と契約することが妥当な場合においても、同様。</p>

プロセス(公共施設等の管理者等)	ガイドラインに盛り込むべき事項等(検討中)
<p>実施方針の策定及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公平性、透明性に配慮した、早い段階での実施方針の策定、公表 ● 民間事業者の参入に配慮した内容の具体性と、検討進捗に伴う内容の順次詳細化、補完の許容 ● 公共施設等の管理者等の関与、想定されるリスク及びその分担をできる限り具体的に明確化 ● 必要な許認可等、民間事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲、適用可能な補助金、融資等の具体的内容をできる限り明確化 	<p>実施方針の策定にあたり、市場調査等を実施する場合には、透明性・公平性の確保に留意。</p> <p>早い段階で実施方針により事業概要を広く公表することは、民間企業に対する準備期間の提供、関係住民に対する周知に資するものであること。</p> <p>公表後、民間から意見を受け付け、必要に応じ特定事業選定・募集要項に反映することが適当。これらに配慮したスケジュールの設定が必要。</p>
<p>特定事業(PFI事業)の評価・選定、公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PFI事業として実施することにより、効率的かつ効果的に実施できることが基準(同一サービス水準の下での公的財政負担の縮減、同一負担水準の下での公共サービス水準の向上等) ● VFM算定に当たっての公的財政負担の総額の現在価値換算による評価(所要の適切な調整を行った上で) ● 定量的評価の原則と、これが困難な場合における客観性を確保した上での定性的評価 ● 選定の結果等の公表における透明性の確保 	<p>(第2WGの検討と関連)</p> <p>PSCの算定に当たっては、基準となる従来型で実施する場合の方式、スキームの整理が必要。</p> <p>特定事業の評価にあたっての価格等のデータの開示については、公表することにより発注者の意図を示す点で利点があるが、民間事業者の創意工夫を期待する点では支障となるおそれもあることに留意。民間事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、事業の種類や内容に応じた判断が必要。</p> <p>事業者との契約締結後に、最終的なVFMの結果の公表については、通常の入札結果等の公表と同様の手続きで可。</p> <p>特定事業選定の詳細資料の公表は、基本方針にのっとり、適切な時期に適宜公表。</p>

プロセス(公共施設等の管理者等)	ガイドラインに盛り込むべき事項等(検討中)
<p>民間事業者の募集、評価・選定、公表 公共施設等の管理者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 競争性の担保、手続きの透明性の確保 ● 民間事業者の創意工夫の発揮への留意、提案準備期間確保への配慮 ● 価格以外の条件をも考慮した「総合評価」を行う場合における評価基準の客観性の確保 ● いわゆる性能発注の重視 ● 民間事業者の質問に対する公正な情報提供 ● 選定の結果等の公表における透明性の確保 	<p><u>応募者の負担軽減</u></p> <p>事業者の募集にあたっては、応募者にとって負担の少ない募集方式となるように配慮。予め資格審査を実施し、資格審査書類と同時に簡易な提案書を提出させ応募者の能力を評価し、資格審査の段階で応募者の数を絞り込むことも、過度な負担の軽減につながる。この場合、最終の提案書を提出する応募者の数は、応募者の負担の軽減の観点等から、競争性を確保できる範囲で極力少ないことが望ましい。</p> <p>要項に規定する以外を評価しないことを明記すること、提案書について、必要とする内容を明確にし、必要以上のものを求めないこと等も、応募者の負担軽減に有効。</p> <p><u>参加資格要件</u></p> <p>資格要件の設定にあたっては、調達しようとするサービスの種類、内容に応じて適切に設定。</p> <p>資金調達に関する能力、長期間のリスク管理能力やマネジメント能力等の評価も必要。意欲のある企業の参加機会を制限しないためにも、資格要件として応募者のPFI実績を過度に評価しない工夫も当面の間、必要。</p> <p>資格要件を満たす応募者の構成員は、契約の相手方であるSPCに出資者として主体的に関与することを明記。(第3WGの検討と関連)</p> <p><u>性能発注方式</u></p> <p>性能発注にあたっては、要求する性能の具体的要求要件を明確に提示すること。応募者の創意工夫が阻害されるような条件を排除。調達しようとする性能を規定すること。調達の方法や手段(How)については民間事業者の創意工夫に委ねることが適切。</p>

プロセス(公共施設等の管理者等)	ガイドラインに盛り込むべき事項等(検討中)
	<p><u>募集要項等</u></p> <p>募集にあたっては、十分な提案準備期間の確保に留意。 発注者の意図が応募者に伝わるように質問回答の機会を設けること、及び回答にあたっては、公平性を確保するため公表することが適切。両者の考え方の齟齬を回避するため、可能な限り複数回、質問回答の機会を設けることが望ましい。</p> <p>募集要項等の質問に対する十分な検討が必要。契約交渉時まで先送りしないこと。 契約書案の添付もしくは条件規定書等による契約の考え方を示すことが必要。支払い方法やペナルティについても同様に事前に示すことが重要。 契約に至るまでの手続を適切に進めるため、提案書の提出に加えて、資金調達計画等を報告させることが望ましい。</p> <p><u>一般競争入札</u></p> <p>P S Cを予定価格と見なすことが適当。 低価格入札で、提案内容の実現可能性に疑問がある場合は、その実現可能性を確認すること。</p> <p>総合評価方式を採用する場合は、以下の点に留意。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 価格及びその他の条件により選定を行おうとする場合(総合評価一般競争入札)には、募集要項に評価の方法、評価基準、配点等を明記。 ・ 仕様書に対する追加の提案について、評価の対象とするものについては、募集要項に明記の必要。明記されていないものについては評価をしないことが原則。 ・ 定性的な評価項目についても、できる限り具体的に評価基準を示すこと。事業の種類によって、デザインを重視するような場合には、P F I事業の募集前に、基本設計のみのデザインコンペ(提案競技)を別途行うことも考えられる。 ・ 評価にあたっては、応募者間の提案内容の相对比较ではなく、事前に策定した評価基準に基づき評価すること。 ・ 一般競争入札においては、落札者の決定後、契約交渉は認められていないことに留意。入札時V E方式(V E提案 審査(事業者への確認含む) 入札 総合評価による落札者決定 契約)を活用するような方式が考えられる。 ・ 一般競争入札において、落札者を決定する際、次点者を決定できないことに留意。

プロセス(公共施設等の管理者等)	ガイドラインに盛り込むべき事項等案(検討中)
	<p><u>随意契約</u> 随意契約による場合においても、競争性、透明性の確保が必須。 契約交渉を行う場合であっても、適切な交渉期間の確保が必要。</p> <p><u>審査</u> 民間事業者選定に対する意思決定の責任、説明責任は発注者にあることに留意。 選定段階では、客観的判断能力のある外部のコンサルタント/アドバイザーの活用を図ることも有効。 事業者選定にあたって、事業提案の内容を審査するため有識者等からなる審査委員会を設けて意見を聴くことも一つの方法。 審査委員会を設ける場合は、以下の点に留意。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査委員会委員の事前公表が適当。 ・ 発注者と審査委員会の位置付けの明確化が必要。 ・ 設計等の技術的評価の定量化を図り、複数による評価を行う等、特定の個人による評価を排除するような措置を講じることが必要。 <p><u>事業者選定結果の公表</u> 選定結果及び理由を速やかに公表。 選定されなかった応募者に対し非選定理由の説明機会を設けることは、P F Iの適切な推進の観点からも必要。</p>

プロセス(公共施設等の管理者等)	ガイドラインに盛り込むべき事項等(検討中)
<p>協定等の締結等 公共施設等の管理者等と選定事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 協定等による規定とその公開 ・ 当事者間の権利義務等についての具体的かつ明確な取決め ・ 適正な公共サービス提供の担保のための規定 <ul style="list-style-type: none"> - 公共サービス水準のサーベイランス - 実施状況、財務状況についての報告 - 問題があった場合の報告と第三者である専門家による調査・報告の提出 - 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するための必要かつ合理的な措置等 - 安全性の確保、環境の保全等に必要な範囲での公共の関与 ・ リスク配分の適正化に配慮したリスク分担の明確化、リスクの軽減・除去への対応の明確化 ・ 事業終了時、事業継続困難の場合、契約解除に関する具体的かつ明確な規定 ・ 選定事業の態様等に応じた適切な取決め ・ 協定等の解釈に疑義が生じた場合等についての具体的かつ明確な規定 	<p>第3WGで検討</p>
<p>事業の実施サーベイランス等 公共施設等の管理者等と選定事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 協定等に従った事業の実施 ● 提供される公共サービスの水準のサーベイランス等 	<p>事業継続困難等の回避(第3WGで検討)</p>
<p>事業の終了 土地等の明渡し等、あらかじめ協定等で定めた資産の取扱いにのっとった措置</p>	<p>第3WGで検討</p>